

## 【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年5月8日
【会社名】	日本郵船株式会社
【英訳名】	Nippon Yusen Kabushiki Kaisha
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長・社長経営委員 内藤 忠 顕
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
【電話番号】	03-3284-6182
【事務連絡者氏名】	財務グループ長 中野 克也
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
【電話番号】	03-3284-6182
【事務連絡者氏名】	財務グループ長 中野 克也
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	平成29年12月22日
【発行登録書の効力発生日】	平成30年1月1日
【発行登録書の有効期限】	平成31年12月31日
【発行登録番号】	29 - 関東 2
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額100,000百万円
【発行可能額】	100,000百万円
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成30年5月8日（提出日）である。
【提出理由】	平成29年12月22日に提出した発行登録書（平成30年4月17日に提出した訂正発行登録書により訂正済み。）の記載事項中、「募集又は売出しに関する特別記載事項」の記載について訂正を必要とするため、本訂正発行登録書を提出する。
【縦覧に供する場所】	日本郵船株式会社横浜支店 （横浜市中区海岸通三丁目9番地） 日本郵船株式会社名古屋支店 （名古屋市中区錦二丁目3番4号） 日本郵船株式会社関西支店 （神戸市中央区海岸通一丁目1番1号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

## 【訂正内容】

訂正箇所は下線で示しています。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<日本郵船株式会社第40回無担保社債（社債間限定同順位特約付）に関する情報>

グリーンボンドとしての適格性について

（訂正前）

当社は、本社債についてグリーンボンドの発行のために「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2017」（注1）に即したグリーンボンドフレームワークを策定し、Vigeo SASが展開するVigeo Eirisよりセカンドオピニオンを取得する予定です。

また、当社は本社債に関し、環境省の「平成30年度グリーンボンド発行モデル創出事業に係るモデル発行事例」に応募し、モデル発行事例として選定されました。今後、環境省とその請負事業者により「グリーンボンドガイドライン2017年版」（注2）との適合性確認が行われる予定です。

- （注）1 グリーンボンド原則(Green Bond Principles)とは、国際資本市場協会(ICMA)が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会(Green Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。
- 2 グリーンボンドガイドライン2017年版とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が平成29年3月に策定・公表したガイドラインです。

（訂正後）

当社は、本社債についてグリーンボンドの発行のために「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2017」（注1）に即したグリーンボンドフレームワークを策定し、Vigeo SASが展開するVigeo Eirisよりセカンドオピニオンを取得しております。

また、当社は本社債に関し、環境省の「平成30年度グリーンボンド発行モデル創出事業に係るモデル発行事例」に応募し、モデル発行事例として選定され、環境省とその請負事業者により「グリーンボンドガイドライン2017年版」（注2）との適合性が確認された旨の通知を受領しております。本件に係るガイドライン適合性確認業務については、イー・アンド・イーソリューションズ株式会社が請負事業者として、株式会社日本格付研究所による協力体制の下で履行しました。

- （注）1 グリーンボンド原則(Green Bond Principles)とは、国際資本市場協会(ICMA)が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会(Green Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。
- 2 グリーンボンドガイドライン2017年版とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が平成29年3月に策定・公表したガイドラインです。

### 投資者の情報開示について

本社債の購入を予定している投資者の名称、投資方針や検討状況、需要額・希望価格および最終的な購入金額等の情報（個人情報を除く。）については、主幹事である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社および野村證券株式会社に対して投資者より書面にて情報開示にかかる不同意の申出がない限り、各主幹事を通じて、当社に開示、

提供および共有される予定です。なお、当社は当該情報について、本社債の募集または発行に関する目的以外には使  
用しません。